大崎市総合計画策定！

写真は全てイメージです

将来像 宝の都（くに）・大崎 ～ずっとおおさき・いつかはおおさき～

私たち市民は「ずっと大崎に住み続けたい」という愛着と誇りをもち続け、市外の方々からは「いつかは大崎に行ってみたい・住んでみたい」と憧れをもたれる「宝の都（くに）・大崎」を築いていきます。

そのためには、本市の多様な才能をもった人材、四季折々に彩る美しい自然、産業を支える高速交通体系や優れた研究機関といった「宝」を、市民一人ひとりが認識し、磨きをかけ、全国に発信していくことが必要です。

さらに、生き生きと躍動するまち、訪れる方々に感動を与えるまち「大崎」の新しい文化の創造と発展する都（くに）づくりを、市民・団体・企業・行政が一体となって取り組み、未来の子どもたちのために引き継いでいきます。

「大崎市総合計画」は、少子高齢社会の進展や環境問題、地方分権の推進や厳しい財政状況などの社会情勢を踏まえながら、今後の大崎市の進むべき方向性を示すもので、まちづくりの指針として策定したものです。

およそ一年半の時間をかけて策定作業を進め、十二月十一日の大崎市議会平成十九年第四回定例会において可決されましたので、その概要についてお知らせします。

問 政策課 ☎㉓2129

総合計画のフレーム 構成と期間

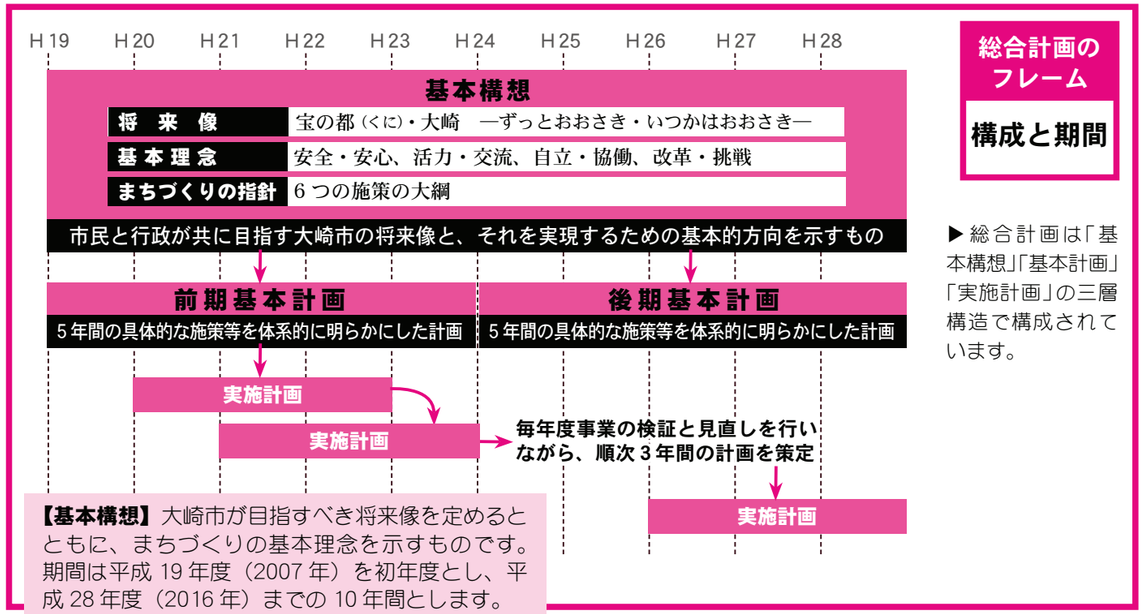

▶総合計画は「基本構想」「基本計画」「実施計画」の三層構造で構成されています。

【基本構想】大崎市が目指すべき将来像を定めるとともに、まちづくりの基本理念を示すものです。期間は平成19年度（2007年）を初年度とし、平成28年度（2016年）までの10年間とします。

【基本計画】基本構想をもとに、10年後の望ましい姿の実現に向けた取り組みなどを示すものです。期間は前期5年、後期5年の10年間とします。

【実施計画】基本計画で体系化した各施策の具体的な事業内容を示すものです。期間は3年とし、毎年度事業の見直しを行いながら、順次3年間の計画を策定していきます。

総合計画とは

地方自治法第2条第4項では「市町村は、その事務を処理するに当っては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」と規定されています。このように、総合計画は、まちづくりの最も上位に位置付けられる行政計画です。

将来像 宝の都（くに）・大崎 ―ずっとおおさき・いつかはおおさき―

宝は、人、物、社会基盤、自然環境、歴史、文化などすべて含んだ表現で、大崎市の豊富で多様な資源や財産を内外に強くアピールしています。具体的には、技にたけ知恵に満ちた豊富な人材、優れた品質を誇る地場産品や伝統工芸品、農業・畜産試験場等の高次研究機関、中核医療施設と充実した身近な医療体制、新幹線や高速道路の優れた交通基盤、工場や事業所といった就業場所、山林や川・沼といった豊かな自然環境、温泉や花畑・自然景勝地などの観光資源、都市や農村といった多様な居住空間、個性豊かな歴史や文化などです。

都は、くに、集まる、盛ん、美しい、にぎやかなまちを意味します。また、都市国家（都市の連合体）をイメージし、各地域の個性に満ちた魅力ある地域づくりの上に、自立した豊かで美しい地方政府（大崎市）を表現しています。

「ずっとおおさき・いつかはおおさき」は、大崎市に住む人たちと未来の子どもたちが「ずっと〝おおさき〟に住み続けたい」と思うこと、また、他の地域へ転出した人たちが「いつかは〝おおさき〟に戻りたい」さらには、他の地域の人たちが「いつかは〝おおさき〟に行ってみたい、住んでみたい」と思えるように、大崎市の「宝」を磨き上げていくことを意味します。